

○阿久比町使用料の減免に関する規則

平成19年3月30日

規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、阿久比町使用料条例(昭和44年阿久比町条例第12号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、使用料の減免について定めるものとする。

(減免の対象)

第2条 条例第5条の規定による使用料を減免することができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 国、県、町又は町の機関が使用する場合
- (2) 町又は町の機関が主催又は共催する事業で使用する場合
- (3) 町内の保育園(認可外保育施設を除く。)、こども園、幼稚園、小学校又は中学校が正規の教育課程等の目的で使用する場合
- (4) 大字又は自治会が行政活動を補完する目的で使用する場合
- (5) 町内の各種団体が行政活動等に協力する目的で使用する場合
- (6) 次に掲げる団体(町内在住者5人以上を含み組織している団体をいう。ただし、ア及びイを除く。)が当該団体の活動本来の目的で使用する場合
 - ア 町が認める行政活動を補完する団体
 - イ 社会福祉協議会が所管する福祉関係団体
 - ウ スポーツ協会又は文化協会に加盟し、会員のすべてを町内の小学生又は中学生で組織する団体
 - エ スポーツ協会又は文化協会に加盟し、会員のすべてを町内の65歳以上の者で組織する団体
 - オ スポーツ協会又は文化協会に加盟している団体で前記ウ又はエに該当しない団体
 - カ サークル協議会に加盟している会員数10人以上の団体の会員の過半数が町内の65歳以上の者又は中学生以下の者で構成される団体
 - キ 総合型地域スポーツクラブ及び総合型地域スポーツクラブが所管するスポーツ関係団体

(減免の割合)

第3条 次に掲げるときにおいては、使用者が納めるべき使用料のうち当該各号に掲げる減免の割合を当該使用料に乗じた額を減免する。ただし、当該額に10円未満の端数があるときは、その端数は、10円とする。

(1) 前条第1号から第6号(オ、カ及びキを除く。)までの規定のいずれかに該当するとき 全部

(2) 前条第6号オ、カ又はキに該当するとき 2分の1(ただし、暖房設備、冷房設備及び中央公民館多目的ホール設備の使用に係るものは除く。)

(申請等)

第4条 第2条第5号又は第6号に該当する場合において使用料の減免を受けようとするときは、使用料減免申請書(様式第1号)により申請するものとする。

2 前項に規定する申請に係る使用料の減免をするときは、使用料減免通知書(様式第2号)を当該申請に係る申請者に通知するものとする。

3 前項に規定する通知後に、当該通知に係る第1項に規定する申請に虚偽の記載その他不正の行為が明らかになったときは、当該通知による減免を取り消すものとする。

4 第1項に規定する申請を却下するとき又は前項に規定する減免を取り消すときは、(様式第3号)により該当者に通知するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成19年10月1日(以下「適用日」という。)以後の施設の使用に係る使用料から適用する。

(経過措置)

2 適用日から平成20年3月31日までの期間におけるサークル協議会に加盟している会員数10人以上の団体が会員の全員が町内の65歳以上の者又は中学生以下の者で構成される団体が、当該団体の活動本来の目的で使用する場合の施設の使用に係る使用料の減免については、第3条第1号中「前条第1号から第6号(オ及びカを除く。)までの規定のいずれかに該当する」とあるのは「サークル協議会に加盟している会員数10人以上の団体が会員

の全員が町内の65歳以上の者又は中学生以下の者で構成される団体が、当該団体の活動本来の目的で使用する」と読み替えて適用するものとする。

- 3 適用日から平成20年3月31日までの期間におけるサークル協議会に加盟している団体が前項の団体以外の団体が、当該団体の活動本来の目的で使用する場合は施設の使用に係る使用料の減免については、第3条第2号中「前条第6号オ又はカに該当する」とあるのは「サークル協議会に加盟している団体が附則第2項の団体以外の団体が、当該団体の活動本来の目的で使用する」と読み替えて適用するものとする。

附 則（平成19年5月31日規則第17号）

この規則は、公布の日から施行し、平成19年10月1日以後の施設の使用に係る使用料から適用する。

附 則（平成20年3月24日規則第1号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成29年1月11日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、平成29年4月1日以後の施設の使用に係る使用料から適用する。

附 則（平成29年3月28日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年9月17日規則第23号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年12月21日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行し、令和4年4月1日以後の施設の使用に係る使用料から適用する。

附 則（令和6年7月17日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年12月24日規則第39号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の阿久比町使用料の減免に関する規則及び阿久比町

都市公園条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の施設の使用に係る使用料から適用する。

様式第1号(第4条関係)

年度使用料減免申請書

年 月 日

阿久比町長 殿

団体名
代表者名
電話

阿久比町使用料の減免に関する規則第2条第 号 の規定により、使用料の減免を受けたいので申請します。

記

申請区分	免除(全部) ・ 減額(2分の1)
団体名	
所属上部団体	文化協会 体育協会 サークル協議会 社会福祉協議会 その他()
会員数	人
会員名簿	別紙のとおり

※会則及び予算書又は決算書を添付すること。

様式第2号(第4条関係)

年度使用料減免通知書

年 月 日

団体名
代表者名 様

阿久比町長 印

年 月 日申請のあった使用料の減免について、阿久比町使用料の減免に関する規則第2条第 号 の規定により下記のとおり使用料の減免をしますので通知します。

記

団体名	
減免割合	
備考	

様式第3号(第4条関係)

年 月 日

団体名
代表者名 様

阿久比町長 印

年 月 日付けで 申請のあった
通知をした 使用料の減免について、次の理由
により 申請を却下
減免を取消し しますので通知します。

記

団体名	
却下又は 取消理由	

この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に阿久比町長に対して審査請求をすることができます。また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、町を被告として(訴訟において町を代表するものは町長となります。)、提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

様式第1号（第4条関係）

様式第2号（第4条関係）

様式第3号（第4条関係）